

# 船舶事故調査報告書

平成25年3月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年1月21日 08時20分ごろ
発生場所	青森県平内町清水川漁港（口広地区）北方沖 清水川漁港北防波堤灯台から真方位111° 1,670m付近 （概位 北緯40°55.1′ 東経141°02.6′）
事故調査の経過	平成24年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 千歳丸、4.9トン AM3-38214（漁船登録番号）、個人所有 11.48m（Lr）×3.14m×0.82m、FRP ディーゼル機関、254kW、平成21年11月 B 漁船 昇豊丸、1.0トン AM3-38151（漁船登録番号）、個人所有 6.71m（Lr）×1.96m×0.73m、FRP ガソリン機関、60kW、平成19年8月
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年9月11日 平成17年7月24日をもって失効していた。 本事故後の平成24年6月27日に再交付を受けた。 B 船長B 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和63年9月12日 免許証交付日 平成20年6月6日 （平成25年9月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 両舷船首部外板圧壊並びにプロペラ翼及びプロペラシャフト曲損 B 船首部外板破損
事故の経過	A船は、操縦者Aほか3人が乗り組み、ほたて養殖施設での操業を終え、清水川漁港（口広地区）（以下「清水川漁港」という。）へ向けて帰途につき、操縦者Aが操舵室内で立って約15ノットの対地速力

	<p>で手動操舵により南東進した。</p> <p>操縦者Aは、単独で目視による見張りを行い、乗組員は船首及び船尾の各甲板上でほたてが入った籠を開ける作業を行っていた。</p> <p>操縦者Aは、A船の左舷方を航行している他船に注意を向け、同じ針路、速力で航行を続けた。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、清水川漁港北方沖において船首を北西方に向け、なまこ刺し網の揚網を始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船首部の揚網機を使って網を揚げ、甲板員Bは、中央部で刺し網からなまこを外す作業を行っていた。</p> <p>船長Bは、下を向いて揚げている網を見ていたところ、エンジン音が聞こえてB船の船首至近に迫ったA船に気付いたが、何もできずに大声で叫んで海に飛び込み、清水川漁港北方沖において、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、A船がB船を乗り切ったために転覆し、甲板員Bは、船尾部に移動していたものの、海に投げ出された。</p> <p>操縦者Aは、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知り、時計を見たところ、平成24年1月21日08時20分ごろであった。</p> <p>A船は、船長B及び甲板員Bを救助したのち、清水川漁港に帰港した。</p> <p>B船は、A船の僚船により清水川漁港にえい航された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波向 東、波高 約0.5m、海面水温 約7～8℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、揚網機のモーター音の影響で接近する他船のエンジン音が聞き取りづらかった。</p> <p>B船は、間もなく揚網作業を終えるところであった。</p> <p>B船の刺し網は、5反つないだ網を1放しと呼び、長さは150～200mであった。</p> <p>船長Bは、平素、10放しの網を揚げるのに平均して約1時間30分掛かっていた。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を行う設備が設けられていなかった。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、共に救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、清水川漁港北方沖を南東進中、操縦者Aが、左舷側を航行していた他船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えら</p>

	<p>れる。</p> <p>B船は、清水川漁港北方沖において揚網中、船長Bが、揚げている網に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、清水川漁港北方沖において、A船が南東進中、B船が揚網中、操縦者Aが、左舷側を航行していた他船に注意を向け、見張りを適切に行わず、また、船長Bが、揚げている網に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見張りは全方位に対して行うこと。</li> <li>・揚網作業中でも、見張りを適切に行うこと。</li> <li>・他船が接近してきた場合、動向に注意し、早めに機関を始動するなどして回避できる準備をしておくこと。</li> </ul>